副本

令和８年（行ウ）第１７号　損害賠償請求行為等請求事件

原告（閲覧制限）

被告　文京区長

準　備　書　面　(3)

令和８年９月１７日

東京地方裁判所民事第５１部１Ａ係　御中

被告指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

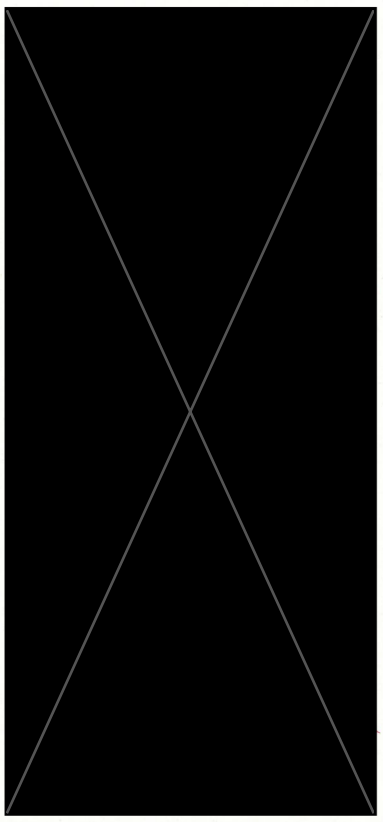

被告は、原告の令和８年７月２０日付け準備書面(1)（以下「**原告準備書面(1)**」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第１　本案前の主張について

１　原告の主張

原告は、請求の趣旨２項について、ＩＢＯと文京区との間で協議されている令和８年度の本件プロジェクトの実施に関する協定は、研修の実施等を内容とする随意契約であり、令和８年４月以降にも協議されていることからすれば、近い将来に差止めの対象となる契約の締結及び公金の支出が違法に行われることが確実に予測される状況にあると主張する（原告準備書面(1)第１の２(3)・３頁）。

２　被告の反論

(1)　令和８年度における本件プロジェクトの実施については、令和７年に締結した「文京区と国際バカロレア機構との覚書」（以下「**覚書**」という。甲４の２）に基づき、協力事項とされている教員研修の実施（覚書２条１項１号）に向け、文京区及びＩＢＯ双方が果たすべき役割等を合意書に具体的に定め（覚書２条２項）、これに則って本件プロジェクトを進めていくこととなる。

今後は、令和８年９月の文京区議会報告、ＩＢ認定校との間の教員交流、同年１０月の合意書の締結を経て、同月から１１月にかけての研修受講者の募集、同年１２月から令和９年３月にかけての研修の実施が、予定されているところである（乙２８）。

(2)　このように、令和８年度における本件プロジェクトの実施は、覚書に基づき、文京区とＩＢＯの双方が協力連携した協働による事業として実施されるものであり（覚書２条）、令和７年度のように随意契約の方法により、唯一ＩＢＯの教員研修プログラムの提供を受ける者と委託契約を締結して実施するものではないから、原告の上記主張は、そもそも前提において誤りがある。

(3)　この点、原告は、ただ単に協定は随意契約であるというばかりで、

何故、覚書に基づき協働による事業を実施（教員研修の実施）するために必要な事項を協議し、決定すること（覚書２条２項）が随意契約になるというのかについては、何ら述べるところがない。

のみならず、何故、かかる覚書に基づく協議が令和８年４月以降にもされていると、契約の締結及び公金の支出が違法に行われることが確実に予測される状況にあることになるというのかもまったく不明であって、原告の上記主張は、被告にとってその趣旨が不明という他ない。

第２　本件事業の必要性・合理性に係る主張について

１　原告の主張

原告は、本件事業について、①実施目的が明らかになっておらず（第２の１⑴イ・４頁）、②探究的学習への取組みを行うとしても本件事業では不十分であり（同ウ・７頁）、③成果があるとしても公立小・中学校への広がりを欠き（同エ・７頁）、④数度の教員研修を行うだけでは教育現場への波及効果が限定され、教員が文京区外へ異動する予定があることも問題である（同オ・８頁）として、本件事業には必要性・合理性がないと主張する。

２　被告の反論

⑴　上記１①（第２の１⑴イ・４頁）について

原告は、本件事業の実施目的が明らかになっていないことの根拠として、総合教育会議及び区教委定例会において、探究的な学習として本件事業が十分検討されておらず、他のプログラムや研修と比較検討がされていないこと（第２の１⑴イ(ｱ)・４頁）、文京区立学校の校長らへの本件事業に関するヒアリングは、実施することを前提に事業内容を説明したにすぎないと思われること（同(ｲ)・５頁）、ＩＢ認定校の視察は、ＩＢ認定校における国際バカロレア教育がどのように実践

されているかを確認しているにすぎないこと（同(ウ)・６頁）を挙げている。

しかし、そもそも、総合教育会議（原告は乙６を引用するが乙２０が正しい。）及び区教委定例会（原告は乙２０を引用するが乙６が正しい。）は、いずれも本件プロジェクトないし本件事業のみを集中審議するための場ではない。両会議では、他の議題、議案又は報告事項と同様にして、本件プロジェクトないし本件事業についても、教育局における事前の調査や検討を踏まえた資料や説明を基に、限られた時間の中で効率的に協議、質疑応答、審議が行われているのであるから、必要な検討は十分行われているといえる（乙６、乙７、乙１０ないし乙１５、乙２０）。原告は、両会議での検討がおざなりのものであるかのようにいうが、いわれのない非難といわざるを得ない。

また、文京区立学校の校長らへのヒアリングの点は、ヒアリングである以上、その対象者である校長らから意見の聴取を行っているのは当然のことである。原告は、乙８の記載が「説明」であることをもってヒアリングとはいえないというが、それは、単に教育局のスケジュール表への記載の仕方を問題にしているにすぎないのであって、スケジュール表に「意見聴取」との記載がなければ、意見聴取が行われていないなどということになるものではない。原告が「思われる」と述べていることからも明らかなように、原告の推測をいうものにすぎない。

さらに、ＩＢ認定校を視察する目的は、正にＩＢ認定校においてＩＢの教育がどのように実践されているのかを実際に見極め、正しく理解することにあるから、ＩＢの教育が実践される様子を確認することは当たり前のことである。ＩＢ認定校という限られた学校における教育の実践を知ることにより、むしろ本件事業はより広く、文京区全体

の学校教育における探究学習の充実に役立つということが正しく理解できるのである。

本件プロジェクトないし本件事業が、ＩＢＯの教育メソッドを活用した教員研修の実施により、学校教育における探究的な学習の充実を図ることを目的としていることは明らかなのであって、原告が挙げる点はいずれも、本件事業の実施目的が明らかでないことの根拠にはなり得ないものである。

(2)　上記１②（第２の１(1)ウ・７頁）について

原告は、探究的学習に取り組むなら、ＩＢに限定することなく他のプログラムを含めて検討すべきであること、探究的学習の拡充に関して、教員研修は一つの手段にすぎないことから、探究的学習への取組みを行うとしても本件事業では不十分であると主張している。

しかし、本件事業の実施に当たり、教育局において、ＩＢＯ以外の国内団体が行っている探究的な学習に関する幼稚園及び小・中学校教員向けの研修について調査検討を行っていることは、既述のとおりであり（被告の令和８年４月３０日付け準備書面(1)（以下「**被告準備書面(1)**」という。）第４の２(5)・１６頁。乙１０ないし乙１４）、その上で、ＩＢＯの教育メソッドを活用した教員研修により学校教育における探究的な学習の充実を図ることが、本件プロジェクトとして文京区の教育施策に位置付けられているのである。

また、原告は、教員研修は探究的学習への取組みの一手段にすぎないから本件事業では不十分ともいうが、そもそも、本件事業のみで取組みとして十分か否かということと、取組みとして本件事業が合理的か否かということは、次元が異なる問題であると解される。

探究的な学習の充実を図る上で、教育現場を担う教員の指導方法を見直し、探究的な学習という視点から授業をより良くしていくことは、

最も重要なテーマの一つである。探究的な学習への取組みの手段が他にもあるからといって、かかる観点に重点を置く本件事業の合理性が否定されるものではない。

(3)　上記１③（第２の１(1)エ・７頁）について

原告は、教員研修の受講者が、教員全体のうちごくごく一部であること、受講した教員からのフィードバックも、当該教員の授業改善の報告にとどまるもので、校内に広げるという観点のものではないことを挙げ、本件事業に何らかの成果があるとしても、公立小・中学校全体への広がりを欠いていると主張している。

しかし、令和７年度実施の本件事業の研修受講者が一部の教員にとどまるとしても、本件プロジェクトはその緒に就いたところであり、今後も文京区の教育施策として継続するのであるから、本件事業の実績のみをもって、効果が広がりを欠くと断ずることなど到底できない。

また、原告は、本件事業の成果は「横展開」を欠くとも断ずるが、本件事業に引き続く本件プロジェクトによる教員の研修の成果は、文京区立幼稚園及び小・中学校全体へと広がることが十分に期待されるものである。

すなわち、本件プロジェクトによる教員の研修の成果は、受講した教員自身の授業改善や指導力向上のほか、その授業観察や授業研究を通じて、他の教員の授業力向上にも役立てることができるばかりでなく、学校全体としては、同教科又は他教科、同学年又は他学年といった多様な組合せによる校内研修や相互研修にも活用することができるものである。つまり、本件事業の後も継続される本件プロジェクトの研修により教員が得た成果は、所属する学校に蓄積され、児童生徒に還元されることとなる。そして、このように受講した教員による授業での実践を通じて蓄積された成果はまた、学校間での授業観察や学

校間研修により、広く他の学校でも活用が図られ、文京区立幼稚園及び小・中学校全体で、児童生徒の探究心の育成につながることが期待できるのである。

⑷　上記１④（第２の１⑴オ・８頁）について

原告は、数度の教員研修を行うだけでは、受講した教員がノウハウを得るにとどまることをもって、他の教員等への波及効果が限定されるとし、教員が文京区外へ異動する予定があることをもって、本件事業が教員研修に限った取組みであることの問題であるとしている。

しかし、令和７年度実施の本件事業の実績のみをもって、その波及効果を論ずることが相当ではないこと、そして、今後も継続される本件プロジェクトの研修による成果が、文京区立幼稚園及び小・中学校全体への波及を期待し得るものであることは上述のとおりである（上記⑶）。

原告は、教員が文京区外へ異動する予定があることを問題視するようであるが、本件プロジェクトによる研修は、教員が文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する間（なお、幼稚園の教員の文京区外への異動はない。）、受講できるものとして提供し続けられるから、教員は、自らが異動対象者となるまでに受講することが可能である。そして、そこで得られた成果は、上述のとおり、授業での実践を通じて蓄積され、広く波及することとなるから、教員が文京区外へ異動することは何ら問題となるものではない。

なお、原告が、教員の文京区外への異動により、文京区の研修による成果が流出することを非難しているのだとしても、教員が文京区で得た知識や経験を文京区外の教育現場で活かすことは、非難されるべきものではない。

第３　随意契約の要件に係る主張について

1　原告の主張

原告は、本件契約について、①ＩＢに関する研修以外の取組みの可能性が検討されておらず（原告準備書面(1)第２の２(1)・９頁）、②契約締結の際、随意契約業者は複数登録されている状況にあり（同(2)・１０頁）、③委託費用の合理性について一切考慮されていない（同(3)・１１頁）として、随意契約の要件を満たしていないと主張する。

2　被告の反論

(1)　上記１①（第２の２(1)・９頁）について

原告は、乙１０ないし乙１４について、令和６年度にＩＢ以外の探究的学習に関する研修が検討されていたことを示す証拠であるとはいえないとして、令和５年度や６年度時点に検討がされていなかった疑義があると主張している。

しかし、被告が乙１０ないし乙１４を提出した経緯については、既述のとおりであり（被告の令和８年６月１９日付け準備書面(2)（以下「**被告準備書面(2)**」という。）２頁）、また、本件事業の実施に当たり、教育局において、ＩＢＯ以外の国内団体が行っている探究的な学習に関する幼稚園及び小・中学校教員向けの研修について調査検討を行っていることも、既述のとおりである（被告準備書面(1)第４の２(5)・１６頁）。当時の資料が現存しないからといって、必要な調査検討がされていないということにはならない。

(2)　上記１②（第２の２(2)・１０頁）について

原告は、随契業者登録が重複（甲７、甲８）していたことから、随意契約業者が複数登録されている状況にあったというようであるが、かかる重複は、事務処理の遺漏により、ＮＰＯスマイルの随契業者登録を取り消す処理が遅れたことによるものである。

ＩＢＯの教員研修プログラムの提供先がシルバー社に限られると

いうことは、意見交換においてＩＢＯ側が明言したものであり（乙２９）、事務処理の遺漏による随契業者登録の重複があったにせよ、本件契約締結時において、シルバー社がＩＢＯの教員研修プログラムの唯一の提供先であった（乙３０の１及び２）ことは、既述のとおりである（被告準備書面(1)第６の２(2)・２４頁）。ＩＢＯの教育メソッドを活用した教員研修を実施する以上、ＩＢＯの教員研修プログラムの日本における唯一の外部提供先とされたシルバー社を選定することに、何ら違法な点はない。

(3)　上記１③（第２の２(3)・１１頁）について

原告は、乙１５の１及び２は本件契約締結時のものではなく、本件契約締結時の資料が一切保管されておらず、価格の妥当性を検討した文書等が残っていないことから、委託費用が合理的かつ妥当であることが検討されていないと主張している。

しかし、そもそも、契約締結時の資料の存否と契約金額の合理性は別の問題であり、本件契約締結時の資料が現存していないことをもって、契約金額が妥当性を欠くとの結論を導くことはできない。

その点を措いたとしても、被告が乙１５の１及び２を提出した経緯については、既述のとおりであり（被告準備書面(2)２頁）、また、委託費用について、教育局において価格の妥当性を確認していることも、既述のとおりである（被告準備書面(1)第４の３(2)及び(8)・１７頁及び１８頁）。そもそも本件に限らず、地方公共団体である文京区において、契約金額を一切検討もせずに契約を締結するということはあり得ない。

第４　令和８年度以降の事業に係る主張について

１　原告の主張

原告は、令和８年度以降、文京区はＩＢＯと直接契約をする方向で事

業を検討しているが、同契約も随意契約であると考えられ、令和８年度以降の同種の事業についても令和７年度と共通する違法があると主張する。

２　被告の反論

原告の主張の趣旨は判然としないが、令和８年度における本件プロジェクトの実施については、上述のとおりであって（上記第１の２）、文京区においては、令和８年度にＩＢＯと何らかの随意契約を締結することを予定していないから、原告の上記主張は、前提に誤りがある。

第５　結語

以上のとおりであるから、原告の主張はいずれも、失当といわざるを得ず理由がない。